許可番号 第０８３２０００５０２６号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　岡山市南区福吉町31番24号
氏　名　株式会社衛生センター
代表取締役　八　田　高　志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長　大森雅夫

許可の年月日　令和　3年　2月　18日
許可の有効期限　令和　6年　9月　4日

---

1. 事業の範囲
（1）事業の区分　中間処理[焼却、生物処理、溶融]
（2）産業廃棄物の種類
[焼却]
①当新田事業場：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類　以上11種類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
②築港元町事業場：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、動物の死体　以上15種類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
[生物処理]汚泥　以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
[溶融]廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）　以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

複写無効
㈱衛生センター

(1)焼却施設
・当新田事業場
①[設置場所]許可の条件のとおり
②[許可年月日]平成10年6月9日　第(8)-1号
③[設置年月日]平成10年6月9日
④[処理能力]6.65t/日（廃プラスチック類換算）、48㎥/日（廃油換算）（1日8時間稼働）
・築港元町事業場（1号機）（2号機）
①[設置場所]許可の条件のとおり
②[許可年月日]（1号機）平成14年12月4日　第(3)-2号、第(8)-2号、第(13の2)-2号
（2号機）平成14年12月4日　第(3)-3号、第(8)-3号、第(13の2)-3号
③[設置年月日]（1号機）平成15年3月20日
（2号機）平成26年3月25日
④[処理能力]（1号機）混焼能力33t/日（1日20時間稼働）　1.38t/時間
（2号機）混焼能力33t/日（1日20時間稼働）　1.38t/時間
（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず）
・築港元町事業場（3号機）
①[設置場所]許可の条件のとおり
②[許可年月日]令和元年12月20日第(3)-7号、第(5)-6号、第(8)-7号、第(13の2)-8号
③[設置年月日]令和2年12月1日
④[処理能力]混焼能力47t/日（1日24時間稼働）　1.96t/時間

<<　裏面に続く　>>

(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、動物の死体)
(2)生物処理施設
①[設置場所]許可の条件のとおり
②[処理能力]10㎥/日
(3)溶融施設
①[設置場所]許可の条件のとおり
②[設置年月日]平成12年1月17日
③[処理能力]1.92t/日

3. 許可の条件

(1)焼却を行う場所は、「岡山市南区当新田442番3外7筆(面積:5,992㎡)」及び「岡山市南区築港元町4番1(面積:10,156.96㎡)」に限る。
(2)生物処理を行う場所は、「岡山市南区当新田442番3外7筆(面積:5,992㎡)」に限る。
(3)溶融を行う場所は、「岡山市南区築港元町4番1(面積:10,156.96㎡)」に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 9月 5日 更新許可(優良認定)
令和 2年 8月19日 許可証書換え(住所の変更)
令和 3年 2月18日 変更許可(産業廃棄物の種類の追加、焼却施設(築港元町事業場3号機)の追加)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無　無

複写無効
㈱衛生センター